

NPO 法人制度について

小林 由拓 (こばやし ゆきひろ)

小林由拓税理士事務所
税理士



今回は、公益法人制度について説明させていただきました。いま注目される法人形態としてNPO 法人も多く活用されています。そこで今月号ではNPO 法人についてご説明させていただきます。

〔質問〕

NPO 法人制度とはどのような制度ですか。

〔回答〕

1. NPO とは

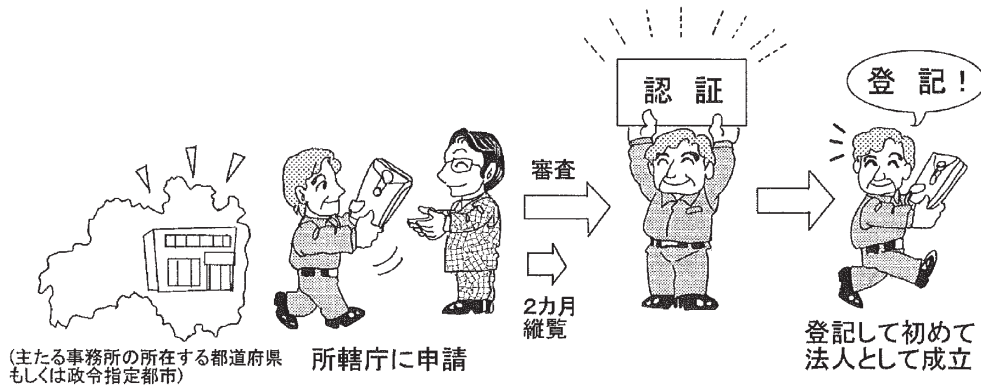
NPO とは「Non Profit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められますが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格（注1）を取得した法人を、「特定非営利活動法人」といいます。法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

（注1）法人格とは個人以外で権利や義務の主体となるものを言います。

2. NPO 法人とは

NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人です。NPO 法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁（注2）に提出し設立の認証を受けることが必要です。提出された書類の一部は、受理した日から、2カ月間縦覧し、市民の目からも点検されます。所轄庁は、申請が設立基準に適合すると認められるときには、設立を認証しなければならないこととされています。また、その確認は、書面審査によって行うことが原則とされています。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります。

（注2）主たる事務所の所在する都道府県若しくは政令指定都市。



3. 認証制度とは

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行されました。法人格を持つことによって、法人の名の下に取引等を行うことができるようになり、団体に対する信頼性が高まるというメリットが生じます。特定非営利活動法人（以下、NPO 法人といいます）は現在4万法人を超え、社会に確実に定着してきているところです。平成23年6月には、こうしたNPO 法人のプレゼンスの高まりを背景としながら、法人の財政基盤強化につながる措置等を中心とした大幅な法改正が行われました（平成24年4月1日施行）。NPO 法人が市民の身近な存在として、多様化する社会のニーズに応えていくことがますます期待されています。特定非営利活動とは、特定非営利活動促進法別表において掲げられた保健医療、社会教育、まちづくりなど20種類の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするものです。

4. 「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」

NPO 法人は、特定非営利活動に必要な資金や運営費に充てるために、特定非営利活動に支障がない限り、特定非営利活動に係る事業以外の事業（その他の事業）を行うことができます。この場合、「その他の事業」に関する会計を特定非営利活動に係る会計から区分しなければなりません。明確な会計処理は、法人運営のポイントの一つとなります。

5. NPO 法人の情報開示と監督

特定非営利活動制度は、自主的な法人運営を尊重し、情報開示を通じた市民の選択、監視を前提とした制度となっている点が大きな特徴です。そのため、NPO 法人は、全ての事務所において事業報告書等を備置き、その社員及び利害関係者に閲覧させる義務を負います。また、毎事業年度終了後3カ月以内に事業報告書等を所轄庁に提出する必要があります。

特定非営利活動法人制度は、情報開示を通じて、市民の選択、監視、あるいはそれに基づく法人の自浄作用による改善発展を前提とした制度であることから、さまざまなかたちで行政の関与を抑制

しています。しかし、法令違反など一定の場合において、所轄庁は、法人に対して報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては改善措置を求めたり、認証の取消しを行うことがあります。認証の取消し事例としては次のものが挙げられます。

6. 認定制度とは

NPO 法人のうち、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受けた法人は認定 NPO 法人となります。認定 NPO 法人になると、税制上の優遇措置を受けることができます。認定 NPO 法人制度については、今回の法改正（注3）で認定基準の緩和等が行われました。NPO 法人を設立してから1年間が経過した後、実績判定期間（直前の2事業年度）において、一定の基準を満たすものとして所轄庁の認定を受ける必要があります。

NPO 法人のうち、一定の要件を満たす法人は、所轄庁（都道府県又は政令指定都市）から認定されることで、税制上の優遇措置を受けることができます。この認定 NPO 法人制度は、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援することを目的としています。

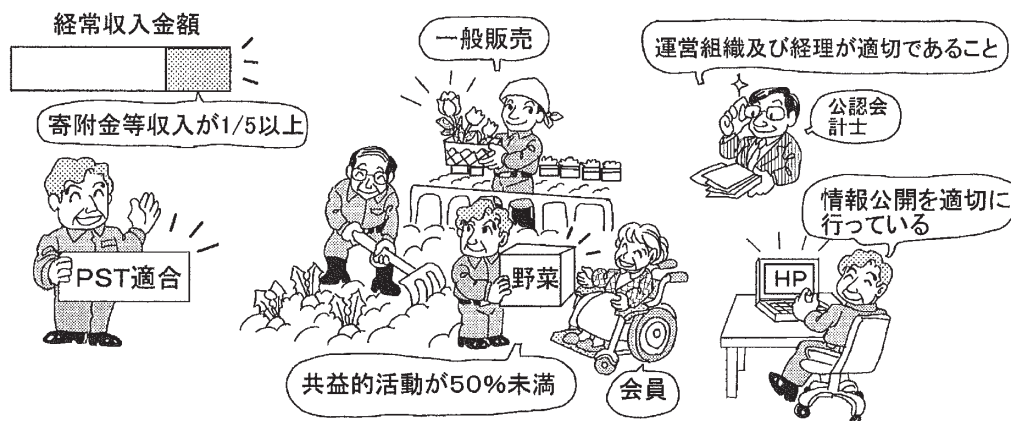
また、設立後5年以内の NPO 法人については、スタートアップ支援のため、要件からパブリック・サポート・テスト（PST）が免除され、税制上の優遇措置が認められる仮認定を1回に限り受けることができる仮認定 NPO 法人制度が新たに導入されました（平成27年3月31日までは、設立後5年を超えた NPO 法人も仮認定を受けることができます）。

（注3）「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」：平成23年6月に成立し、平成24年4月に施行されています。

7. 認定等（認定及び仮認定）の基準

認定 NPO 法人等（認定 NPO 法人及び仮認定 NPO 法人）になるための一定の要件とは次の基準のことです。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（仮認定は除きます）
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること
- ③ 運営組織及び経理が適切であること
- ④ 事業活動の内容が適切であること
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること



- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること

上記の基準を満たしていても、暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人など、欠格事由に該当する NPO 法人は認定等を受けることができません。

8. パブリック・サポート・テスト (PST) に関する基準

パブリック・サポート・テスト (PST) とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、認定基準のポイントとなるものです。PST の判定に当たっては、「相対値基準」、「絶対値基準」、「条例個別指定」のうち、いずれかの基準を選択できます。設立初期の NPO 法人には財政基盤が弱い法人が多いことから、スタートアップ支援として、仮認定 NPO 法人制度では PST に関する基準が免除されます。

① 相対値基準

実質判定機関における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上であることを求める基準です。

② 絶対値基準

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄付者の数が、年平均100人以上であることを求める基準です。

③ 条例個別指定

認定 NPO 法人としての認定申請書の提出前日までに、事務所のある都道府県又は市町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていることを求め

る基準です。ただし、認定申請書の提出前日までに条例の効力が生じている必要があります。

※実績判定期間について

実績判定期間とは、認定を受けようとする法人の直前に終了した事業年度の末日以前5年（過去に認定を受けたことのない法人又は仮認定を受ける法人の場合は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいいます。

9. 認定等の有効期間

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年、仮認定は3年となります。

また、認定の有効期間の更新を受けようとする認定 NPO 法人は、有効期間の満了の日の6カ月前から3カ月前までの間に有効期間の更新の申請をし、有効期間の更新を受けることとなります（仮認定には有効期間の更新はありません）。認定の有効期間の更新がされた場合の認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年となります。

10. 認定 NPO 法人等の情報公開

認定 NPO 法人等は、毎事業年度1回、役員報酬規程等や事業報告書等を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定 NPO 法人等にとっては、所轄庁及び所轄庁以外の都道府県）に提出しなければなりません。また、認定 NPO 法人等は、これらの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています。



11. 税制上の優遇措置について

<寄附者に対する税制上の優遇措置>

① 個人が寄附した場合

個人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、所得控除又は税額控除のいずれかを選択適用できます。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定 NPO 法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

② 法人が寄附した場合

法人が認定 NPO 法人等に対し、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

③ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、そ

の取得した財産を相続税の申告期限までに認定 NPO 法人（仮認定 NPO 法人は適用されません）に対し、その認定 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

<法人自身の税制上の優遇措置

(みなし寄附金制度) >

認定 NPO 法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（仮認定 NPO 法人は適用されません）。

公益法人と並び NPO 法人も公益に有益な法人形態と言えます。県土の復興等のためにご活用ください。

